

池田市図書館団体貸出実施要領

(目的)

第1条 この要領は、池田市図書館（以下「図書館」という。）が管理する図書館資料（以下「資料」という。）の団体貸出（池田市図書館条例施行規則 第8条に規定する団体貸出をいう。以下同じ。）について、必要な事項を定めるものである。

(団体貸出の対象)

第2条 団体貸出を利用できる団体は、池田市内に活動の本拠を置き、かつ主な活動の範囲を市内としていることとする。

2 前項の規定にかかわらず、団体が営利を目的として資料を利用する場合は団体貸出を受けることができない。

(団体の種別)

第3条 利用目的に応じて登録する団体の種別を次のとおりとする。

(1) 閲覧、貸出を目的とする利用を、団体とする。

(2) 学習や企画実施のための利用を、準団体とする。

(図書館カードの交付)

第4条 団体貸出を希望する団体は、団体貸出利用申込書（様式1）を提出し、図書館カードの交付を受けなければならない。

2 図書館カードの有効期限は、登録日からその年度の3月31日までとする。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めた場合は、これを変更できる。

3 申請内容に変更があったときには、速やかに図書館へ届け出るものとする。

4 図書館カードの交付は、石橋図書館で行う。

(貸出冊数及び貸出期間)

第5条 貸出冊数および貸出期間は別表のとおりとする。

(資料の選定及び運搬)

第6条 資料の選定及び運搬は、貸出を利用する団体が行う。

(利用状況の報告)

第7条 団体の代表者は、図書館の求めに応じて団体利用統計（様式2）を提出するものとする。

(損害の賠償)

第8条 資料を破損又は紛失したときには、館長が指示する方法によりその損害を賠償しなければならない。

(貸出の制限)

第9条 館長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出を制限、又は停止することができる。

(1) 資料を滅失、または損傷のおそれがあると認められたとき。

(2) その他、館長が不相当と認めるとき。

(順守事項)

第10条 団体貸出の利用にあたっては、次の事項を守らなければならない。

(1) 資料借受期間中の管理については、団体が一切の責任を負うものとする。

(2) 資料を第三者に譲渡、又は貸出を受けた目的以外に使用しない。

(3) 団体が活動を停止したときは、速やかに届出を行い、図書館カードを館長に返還する。

(4) その他、館長の指示に従う。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成30年7月1日から実施する。

(旧要領の廃止)

2 団体貸出利用要領（平成24年8月25日策定）は廃止する。

別表（第5条関係）

	団体カード	準団体カード
貸出冊数	800冊以内	30冊以内
貸出期間	3カ月以内	3週間以内

附 則

(実施期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

様式（第4条関係）

(様式)

年 月 日

団体貸出利用申込書

図書館長 様

団体名

代表者氏名

住所（活動場所） 〒

団体貸出登録を申請します。
 下記に記載した内容に相違ありません。
 団体貸出の利用にあたっては、池田市図書館団体貸出実施要領を守り指示に従います。

記

団体名			
構成人数(スタッフ数)		会員数(利用人数) <small>※大人・子ども各々</small>	大人 人・子ども 人
蔵書冊数 (図書館貸出分を除く)	蔵書 なし・あり	冊数:	冊
担当者 (事務連絡先)	担当者名(氏名)		
	連絡先	電話	(内線)
		携帯	
メール			
利用目的			

*図書館記入欄

カード種別	返却館	受付日	カード番号	パスワード	
団体用					新規・継続・変更
開架用	池田・石橋			未・済	新規・継続・変更